

# 森林土木工事書類作成の手引き

令和5年10月

岩手県農林水産部森林保全課

## 本手引きを運用するにあたっての注意事項等

### 1 本手引きの概要

本手引きは、受発注者の業務の効率化、省力化のため、提出書類を必要最小限にとどめ、不要な書類作成の削減、二重提出防止を図ることを目的とし、土木工事共通仕様書等に記載の内容を整理したものである。

### 2 本手引きの適用範囲

本手引きは、以下を適用する工事を対象としている。

- ・土木工事共通仕様書（岩手県県土整備部）
- ・土木工事共通特記仕様書（岩手県県土整備部）
- ・農林水産部所管建設工事に係る特記仕様書
- ・岩手県営建設工事請負契約書
- ・（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件

### 3 提出等

本手引きは、設計図書に定める最小限の工事書類の提出等について整理したものであり、受注者の自発的な書類作成や提出を妨げるものではない。

なお、提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいい、提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

（土木工事共通仕様書（I）1-1-1-2-18、19）

## 目次

森林土木工事主要作成書類一覧表	1
1章 基本事項	3
2章 工事書類に関する現行ルールの徹底	3
1 コリンズへの登録	3
2 施工計画書	3
3 施工体制台帳、施工体系図	4
4 県外業者との下請契約締結報告書	4
5 材料確認願	4
6 材料納入伝票	5
7 段階確認書、確認・立会依頼書	5
8 休日・夜間作業届	5
9 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	5
10 安全教育・訓練等実施資料	6
11 品質規格証明資料	6
12 出来形図	6
13 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	6
14 品質証明書	7
15 工事写真	7
16 工事完成図	7
(参考様式) 工事材料使用一覧表	8

# 森林土木工事主要作成書類一覧表 (1/2)

作成時期	種別	No	項目	書類の名称	書類作成者		書類の位置付け		完成検査時			様式(★2)	留意事項	書類の根拠法令等
					発注者	受注者	提出	提示(★1)	提出	提示(★1)	不要			
工事着手前	契約書類	1	建設業退職金共済制度	・掛金収納書 ・建設業退職金共済証紙等不納入理由報告書 ・受払簿(★)	-	○	○	○★	-	○★	-	①	証紙等を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不納入理由報告書を提出 ★受注者が整備、保管し、完成検査時に提示	附属条件 第7条 共通仕様書 第1編1-1-4-1
工事着手前	契約書類	2	現場代理人及び主任技術者等	・現場代理人等通知書 ・経歴書	-	○	○	-	-	-	-	②		別記 第10条 建設業法 第19条の2 第26条 第3条
工事着手前	契約書類	3	請負代金内訳書	・請負代金内訳書	-	○	○	-	-	-	-	②		別記 共通仕様書 第3編1-1-1 第3条
工事着手前	契約書類	4	工程表	・工事工程表	-	○	○	-	-	-	-	②		共通仕様書 第3編1-1-2 第3条
工事着手前	契約書類	5	法定外の労災保険の付保	・法定外労災保険付保状況報告書	-	○	○	-	-	-	-	①		附属条件 第7条第5項 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第3条第8項
工事着手前	契約書類	6	コリンスへの登録	・登録内容確認書(受注・変更・完成・訂正時)	-	○	-	○★	-	○★	-	別途指定	請負代金額500万円以上の場合に登録 完成登録は完成検査後に登録 ★登録内容の事前確認後、発注者に「登録内容確認書」がコリンスからメール送信されるため、完成検査時に提示(提出不要)	共通仕様書 第1編1-1-5
工事着手前	工事書類	7	建設資材調書	・建設資材調書(施工計画書提出時・竣工時)	-	○	○	-	-	-	-	①		附属条件 第4条
工事着手前	工事書類	8	県外業者との下請契約締結報告書	・県外業者との下請契約締結報告書 ・健康保険被保険者証(参考)	-	○	○	○※	-	-	-	①	※県外業者と下請契約した場合に提出	附属条件 第3条 別記 第7条 第7条の2
工事着手前	工事書類	9	施工体制台帳・施工体系図	・施工体制台帳 ・施工体系図	-	○	○	○※	-	-	-	③	※下請契約がある場合に提出	共通仕様書 第1編1-1-10 別記 第7条 第7条の2
工事着手前	工事書類	10	施工計画書	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意	重要な変更が生じた場合は、その都度提出	共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	11	施工計画書(工事概要)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	12	施工計画書(計画工程表)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	13	施工計画書(現場船舶表)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	14	施工計画書(指定機械)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意	排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械がある場合に記載	共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	15	施工計画書(主要船舶、機械)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意	主要公使用予定の機械(指定機械以外)を記載	共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	16	施工計画書(主要資材)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	17	施工計画書(施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む))	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	18	施工計画書(施工管理計画)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	19	施工計画書(安全管理)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	20	施工計画書(緊急時の体制及び対応)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	21	施工計画書(交通管理)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意	過横断防止対策を記載	共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	22	施工計画書(環境対策)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	23	施工計画書(現場作業環境の整備)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	24	施工計画書(再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意	再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成	共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	25	施工計画書(その他)	・施工計画書	-	○	○	-	○	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-4
工事着手前	工事書類	26	設計図書の写真	・設計図書の照査確認資料	-	○	○	○※	-	-	-	任意	※該当あり:該当する事実が確認できる資料を提出 ※該当なし:該当なしを報告	別記 第18条 共通仕様書 第1編1-1-3
工事着手前	工事書類	27	工事測量	・工事測量結果	-	○	○	○※	-	-	-	任意	※差異あり:差異が確認できる測量結果を提出 ※差異なし:測量結果を報告	共通仕様書 第1編1-1-38
施工中	工事書類	28	工事材料(材料承認願)	・材料承認願 ・品質規格証明書(試験成績表、ミルシート等) ・工事履行報告書	-	○	○	-	○	-	-	任意	見本または品質を証明する資料を工事材料を使用する前に提出	共通仕様書 第2編第1節 第2編第2節
施工中	工事書類	29	履行報告	・工事履行報告書	-	○	○	-	-	-	-	②		別記 第11条 共通仕様書 第1編1-1-25
施工中	工事書類	30	工期変更	・事前協議資料	-	○	○	-	-	-	-	任意		共通仕様書 第1編1-1-16
施工中	工事書類	31	監督職員による確認及び立会等(立会)	・確認・立会依頼書	-	○	○	-	-	-	-	③		共通仕様書 第3編1-1-4
施工中	工事書類	32	監督職員による確認及び立会等(段階確認)	・段階確認書	-	○	○	○※	-	-	-	③	共通仕様書の段階確認一覧表及び発注者が指定する段階確認がある場合 ※段階確認書の添付資料は、出来形管理資料に発注者が手書きで実測値を記入した資料で可(段階確認用の資料作成は不要) ※発注者が手書きで実測値を記入した資料を添付する場合、臨場時の検測写真は省略可(ただし、出来形以外の確認事項に関する状況写真は添付必要) ※臨場時の検測写真を出来形管理写真とすることも可	共通仕様書 第3編1-1-4 表3-1-1

## 森林土木工事主要作成書類一覧表（2／2）

作成時期	種別	No.	項目	書類の名称	書類作成者		書類の位置付け		完成検査時			留意事項	書類の根拠法令等
					発注者	受注者	提出	提示(★1)	提出	提示(★1)	不要		
工事完成時	工事書類	33	数量の算出	・出来形数量計算書	-	○	○	-	○	-	-	設計図書	共通仕様書 第3編1-1-5
工事完成時	工事書類	34	工事完成図	・工事完成図	-	○	-	○	-	○	-	設計図書	共通仕様書 第1編1-1-20
工事完成時	工事書類	35	施工管理 (出来形管理図表)	・出来形管理図表	-	○	○	-	○	-	-	③	附属条件 第2条 共通仕様書 第1編1-1-24
工事完成時	工事書類	36	施工管理 (品質管理表)	・品質管理表	-	○	○	-	○	-	-	③	附属条件 第2条 共通仕様書 第1編1-1-24
工事完成時	工事書類	37	施工管理 (工事写真)	・工事写真	-	○	○	-	○	-	-	任意	電子納品の場合は、紙提出不要 附属条件 第2条 共通仕様書 第1編1-1-24
工事完成時	工事書類	38	工事材料 (工事材料使用一覧表)	・工事材料使用一覧表	-	○	-	○★	-	○★	-	任意	★工事材料の各種伝票や納品書は受注者が整備、保管し、発注者から請求があった場合に提示 共通仕様書 第2編第1節 第2編第2節
工事完成時	工事書類	39	工事日報	・工事日報	-	○	-	○★	-	○★	-	任意	★受注者が整備、保管し、完成検査時に提示 共通仕様書 第1編1-1-8
工事完成時	工事書類	40	技術提案事項の履行	・実施状況写真	-	○	○	-	-	-	-	任意	総合評価落札方式の工事が対象 共通仕様書 第3条第2項
工事完成時	工事書類	41	現場環境改善	・実施状況写真	-	○	○	-	-	-	-	任意	特記仕様書に記載されている場合に提出 特記仕様書 -

★1・・・書類は、受注者が整備、保管し、監督員、検査員から求められた場合に提示する。

★2・・・様式は、下記のホームページまたは共通仕様書に掲載

①「(農林水産部・県土整備部所管)若手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010908.html>

(若手県HP > 県土づくり > 建設業 > 建設技術関連 > 設計・積算・入札 > 技術関連等 > (農林水産部・県土整備部所管)若手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について)

②「県営建設工事請負契約書様式」 <https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010487/1010491.html>

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010487/1010491.html>

(若手県HP > 県政情報 > 入札・コンパ・公券情報 > 県営建設工事入札 > 県営建設工事入札様式 > 県営建設工事請負契約書様式)

※「共通仕様書(Ⅲ)(様式集・参考資料)」に同じ

③「共通仕様書(Ⅲ)(様式集・参考資料)」

## 1章 基本事項

工事の完成検査を通じて、工事書類の二重提出や不要な資料の作成、添付等が行われていることが認められましたので、これらを防止するため工事書類の作成等に関する基本事項を以下のとおり整理します。

- ・ 納品は、紙と電子データの二重提出（検査時に電子媒体の他に紙でも図面等を準備し、結果的に二重提出となることを含む）を行う必要はありません。
- ・ 電子納品を行った工事書類については、原則電子検査を行います。この際、電子的に情報交換・共有した工事書類（電子データ）を改めて紙媒体として準備する必要はありません。
- ・ 土木工事共通仕様書等に「提出」ではなく「提示」と定められている工事書類については、監督職員への提出は不要です。ただし、作成の義務が無くなるわけではないため、作成し監督職員が求める場合は提示する必要があります。

## 2章 工事書類に関する現行ルール of 徹底

契約図書及び設計図書で必要としない工事書類を作成しないことを目的として、個別の工事書類について、土木工事共通仕様書等に記載されている工事書類の作成に関する内容を以下のとおり整理します。

### 1 コリンズへの登録

工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注者は所定の期間内に登録申請をしなければなりません。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録は必要ありません。

なお、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、監督職員に提示しなければなりません。写し等を提出する必要はありません。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-5)

### 2 施工計画書

施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、受注者は着手する前に変更施工計画書を監督職員に提出しなければなりません。工期及び軽微な数量のみの変更の場合は「重要な変更」に当たらないため、提出する必要はありません。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-4)

軽微な変更の例

- ①工期末の軽微な精算変更
- ②工期のわずかな変更
- ③現場代理人等の変更に伴う組織表の変更 等

### 3 施工体制台帳、施工体系図

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、省令等に従って記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え、また施工体系図を作成し提示し、その写しを監督職員に提出しなければなりません。

なお、施工体制台帳の添付書類は以下のとおりであり、これ以外の書類を添付する必要はありません。

- ①発注者と受注者の請負契約書及び変更契約書の写し
- ②台帳作成者とその下請負人との請負契約書及び変更契約書の写し
- ③主任（監理）技術者の資格を有することを証明するもの（写し）
- ④主任（監理）技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されていることを証するもの（写し）
- ⑤専門技術者を置く場合
  - ・主任技術者資格を有することを証明するもの（写し）
  - ・作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されていることを証するもの（写し）
- ⑥再下請け通知書の場合は、再下請通知人とその再下請人との請負契約書及び変更契約書の写し  
(土木工事共通仕様書（Ⅲ）様式第 32 号)

添付が不要な書類の例

- ①建設業許可や警備業認定証の写し
- ②請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ③見積依頼書の添付図面
- ④技術者配置の要件以外の資格や実務経歴の写し 等

### 4 県外業者との下請契約締結報告書

工事の施工に当たり、岩手県営建設工事請負契約書付記第 1 に定める県内に主たる営業所を有する者以外と下請契約を締結した場合は、県外業者との下請契約締結報告書の作成及び提出が必要ですが、対象とならない場合は作成及び提出は不要です。

(岩手県営建設工事請負契約書附属条件第 3 条)

### 5 材料確認願

受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければなりません。この確認を受けるにあたり材料確認願の提出も必要になります。

なお、材料確認が必要となるのは指定材料を使用する場合のみですので、特記仕様書等の設計図書で指定された材料以外の材料確認は不要です。

(土木工事共通仕様書（Ⅰ）2-1-2-4)

## 6 材料納入伝票

工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合にのみ速やかに提示するものであり、提出は不要です。

(土木工事共通仕様書 (I) 2-1-2-1)

なお、建設資材調書(竣工時)に記載した材料については、工事材料使用一覧表(参考様式)を整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合に提示してください。

(土木工事共通仕様書 (I) 2-1-1 関係)

## 7 段階確認書、確認・立会依頼書

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいい、段階確認一覧表に示す時期において、確認を受けなければならないものです。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければなりません。この段階確認書(様式第42号)と確認・立会依頼書(様式第44号)は別物ですので適切に使用してください。

(土木工事共通仕様書 (I) 3-1-1-4)

なお、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとしています(臨場写真で出来形等を確認できるため)。また、臨場時の状況写真は不要です。

(土木工事共通仕様書 (II) 3. 写真管理基準 2-4(3))

## 8 休日・夜間作業届

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う際は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければなりません。休日・夜間作業届の様式は任意ですので、事前に分かっている場合は一括処理で問題ありません。また、書面でなく電子メール等での報告が可能です。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければなりません。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-37-2)

## 9 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

排出ガス対策型・低騒音型建設機械の確認は、監督職員が現場で行うことが可能であるため、写真撮影及び提出は不要です。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-31-6、土木工事共通仕様書 (III) 工事書類の取扱一覧表)



## 10 安全教育・訓練等実施資料

安全教育及び安全訓練等の実施状況については、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合に提示するものとしており、安全教育・訓練等実施資料の提出は不要です。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-27-11)

## 11 品質規格証明資料

工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合に速やかに提示するものであり、設計図書(土木工事共通仕様書、特記仕様書等)に「監督職員に提出しなければならない」旨の記載がある材料についてのみ提出が必要になります。

なお、JIS規格品はJISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができます。

(土木工事共通仕様書 (I) 2-1-2-1)

品質規格証明資料の提出が義務付けられている材料の例を次の表に示します。

表-設計図書に定める品質規格証明書の提出が必要な材料の例

参照資料	材料名	記載箇所
土木工事共通仕様書 (I)	JIS 以外のレディーミクストコンクリート	1-3-3-2-3
	設計図書において試験を行うこととしている工事材料	2-1-2-3
	海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材	2-1-2-6
	アスファルト舗装の材料	3-2-6-3
その他特記仕様書等の設計図書で定める材料		

## 12 出来形図

出来形図は、検査時に作成するものであり、原則として寸法表示されている構造図等(配筋図等は不要)及び、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入し管理するものです。

出来形図に代えて測定結果一覧表にとりまとめることができますが、検査において確認が容易となる資料を適切に選択してください。

(土木工事共通特記仕様書 3-1-1-1-2)

## 13 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)は、監督職員及び検査職員に提示するものであり、提出は不要です。検査時も写しを準備する必要はありません。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-19-2)

## 14 品質証明書

品質証明員が必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとしている品質証明制度については、設計図書で品質証明の対象工事とされた場合に限りません。

(土木工事共通仕様書 (I) 3-1-1-6)

## 15 工事写真

写真管理基準に基づき撮影する写真は、デジタルカメラを使用した撮影を前提としています。この際記録される写真は電子成果品となり、電子納品を実施したものについては基本的に電子データで検査を行うことから、検査の際に紙に印刷する必要はありません。ただし、電子データで検査することが困難となるものについては、事前に発注者が紙に印刷し検査を行うことも可能です。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-24-8、土木工事共通仕様書 (II) 写真管理基準 1-1、  
岩手県電子納品ガイドライン)

## 16 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければなりません。出来形図作成の際に CAD の機能を利用してレイヤー分けするなどの効率化により、二重作成の防止が可能となりますので、作業の効率化に努めてください。

(土木工事共通仕様書 (I) 1-1-1-20)

